

## 12 廃棄物等

### 12-1 建設工事に伴う副産物の発生量

#### 12-1-1 建設工事による工種ごとの副産物発生量

工事の実施（トンネルの工事）に伴う、副産物の発生量を表 12-1-1-1 に示す。

表 12-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量

	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))
建設発生土※	3,600,000 m <sup>3</sup>
建設汚泥	220,000 m <sup>3</sup>
コンクリート塊	8,300 m <sup>3</sup>

※建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

## 12-2 発生量の算出方法

### 12-2-1 建設副産物

#### ア. 建設発生土

山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、掘削により発生する土の量を建設発生土の発生量とし、掘削断面積に掘削工事延長及び土量変化率を掛けることで算出した。

#### イ. 建設汚泥

山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、掘削に伴う濁水処理により発生する汚泥の量を建設汚泥の発生量とし、濁水処理量に発生率を掛けることで算出した。

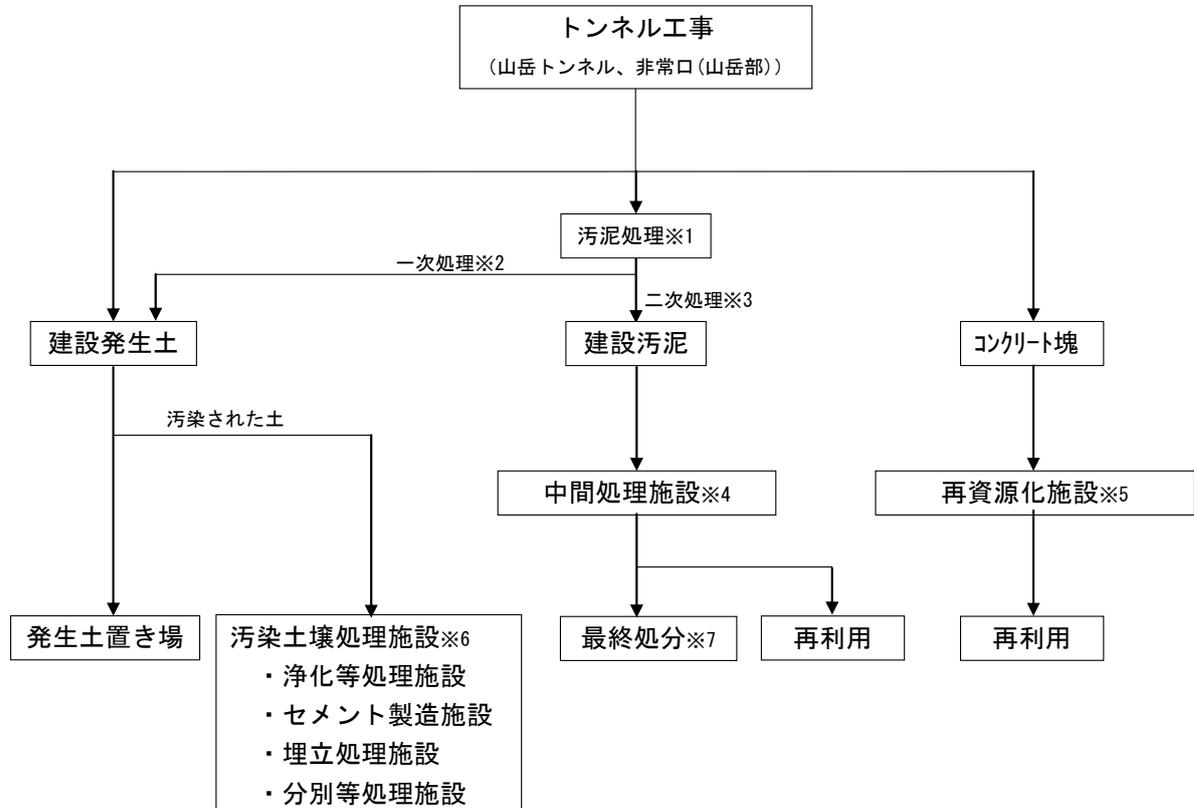
#### ウ. コンクリート塊

山岳トンネル、非常口（山岳部）の建設工事において、施工ヤードの舗装の撤去により発生するコンクリート塊の量をコンクリート塊の発生量とし、施工ヤードの面積に舗装厚さを掛けることで算出した。

## 12-3 廃棄物等の一般的な処理・処分の方法

### 12-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法

静岡県における建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を図 12-3-1-1 に示す。



※1 汚泥処理；泥水が発生する場合に想定。ただし、脱水の状況により濁水処理のみを行い、水と脱水ケーキに分類し、脱水ケーキを建設汚泥として、処理する場合もある。

※2 一次処理；土砂（74 $\mu$ m を超えるもの）と濁水の分離により、泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなるようにする処理。

※3 二次処理；一次処理後の濁水について、濁水処理を行い、水と脱水ケーキに分類する処理。脱水ケーキを建設汚泥として、処理する。

※4 中間処理施設；「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、改正 平成 24 年法律第 53 号）」で規定される中間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物を最終処分する前に分別、減容、無害化、安定化などの処理をする施設で、設置許可が必要な施設を想定している。

※5 再資源化施設；「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、改正 平成 23 年法律第 105 号）」で示される概念として、特定建設資材に係る再生資源化を行う施設全般を想定している。なお、処理方法としては、破碎処理、焼成処理、熔融処理、脱水処理等がある。

※6 汚染土壌処理施設；「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、改正 平成 23 年法律第 74 号）」で規定される汚染土壌の処理の事業の用に供する施設として、浄化、セメント製造、埋立及び分別による処理を行う施設を想定している。再資源化処理方法には、破碎処理、焼成処理、熔融処理、脱水処理等がある。

※7 最終処分；埋め立て処分、海洋投入処分等をいう。

図 12-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ

## 12-4 山梨リニア実験線工事における建設発生土利用実績

当社の山梨リニア実験線工事における建設発生土の利用実績としては、当事業内での再利用の他に、土地区画整理、宅地造成、農地整備、宅地化が可能な平坦地の造成、運動施設・防災施設の造成、採石場の跡埋め事業及び農地・林地の平坦化の造成等が挙げられる。山梨リニア実験線工事で発生した建設発生土のうち、これらのように有効的に活用したものは9割程度であった。山梨リニア実験線における発生土の活用事例を図12-4-1に示す。



施工中



現況

図12-4-1 山梨リニア実験線の発生土の活用事例（都留市大平）